

国民健康保険税(国保税)の納税通知書をお送りします

国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に世帯主のかた宛にお送りします。国保税は、医療費や介護保険給付費などの貴重な財源になりますので、各期限内での納付をお願いします。

国保税の内容

課税区分		平成22年度	平成23年度
医療分	所得割	4.0%	4.0%
	均等割	22,000円	22,000円
	平等割	12,000円	12,000円
	課税限度額	500,000円	500,000円
後期高齢者医療分	所得割	1.3%	1.3%
	均等割	9,400円	9,400円
介護分	所得割	1.3%	1.3%
	均等割	13,000円	13,000円
課税限度額		100,000円	100,000円

※所得割=世帯の所得(前年)に応じて計算
※均等割=世帯の加入者数に応じて計算
※平等割=1世帯ごとに計算

国保税は必ず納めましょう
滞納が続くと...
国保税の滞納が続くと、滞納期間に応じた「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。その後も納付されない場合は、「資格証明書」が発行され、医療機関での自己負担が10割になります。最終的には入院時食事療養費や出産育児一時金などの国保給付が差し止められます。

国保税の減免

災害(風水害、火災等)や特別な事情により、国保税の支払いが著しく困難と認められる場合は、申請により国保税が減免される場合があります。詳細は保険年金課(本庁舎1階)にお問い合わせください。
収入の無いかたも申告を
国保税は、加入者のかたの所得申告に基づいて算定します。年末調整を受けたかた以外は、税務署へ申告するか、市の課税課(本庁舎2階)に住民税の申告をする必要があります。収入の無いかたも必ず申告をしてください。

国保税の納付は口座振替をご利用ください

口座振替の手続きをする
と、納付ごとに指定の口座から自動的に国保税が納められますので、納め忘れがなく、納付の手間が省けます。また、一度手続きをすると、翌年からは自動的に振り替えられ大変便利です。

納付の手間が省けます。また、一度手続きをすると、翌年からは自動的に振り替えられ大変便利です。手続きは、納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印を持参の上、東村山市税取扱金融機関でお申込みください。

国保と社保(社会保険)の保険証を持っていませんか

国保は加入時だけでなく、やめるときも手続きが必要です。健康保険の二重加入の可能性もありますので、お心当たりのかたはすぐに国保の脱退の手続きをお願いします。問い合わせ 健康福祉部保険年金課

国民年金

障害基礎年金を受けているかたへ

7月29日(金)までに所得状況届の提出を
武蔵野年金事務所では、20歳前の障害により、国民年金の障害基礎年金を受けているかたに、「所得状況届(現況届)」を6月下旬に発送しました。

届いた「所得状況届(現況届)」に必要事項を明記し、7月29日(金)までに保険年金課(本庁舎1階)へ提出してください。

※「所得状況届(現況届)」が届いていないかたは、保険年金課へお問い合わせください。
問い合わせ 健康福祉部保険年金課

後期高齢者医療制度

75歳以上のかたと、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けているかたへ、後期高齢者医療制度の各種通知を7月にお送りします。その内容についてお知らせします。

保険料賦課決定通知書・納入通知書をお送りします

被保険者のかたに納めていただく平成23年度の保険料額が決定しました。年金の4月支給分から仮徴収額を天引きさせていただきます。後期高齢者医療保険料決定通知書をお送りします。年間保険料と年金からの毎回の天引き額(4月・翌年2月)をご確認いただけます。

国保と後期高齢者の保養施設をご利用ください

国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入しているかたの保養を目的に、関東周辺の温泉地などの保養施設と契約しています。平成23年4月から、かんぼの宿青梅、山形県最上郡鮭川村の羽根沢温泉の3施設が、新たに保養施設に変わり、19施設になりました。

保養施設の一覧は、保険年金課(本庁舎1階)にありますので、心身のリフレッシュにぜひご利用ください。

問い合わせ 健康福祉部保険年金課

者医療保険料額決定通知書、納入通知書(納付書)をお送りします。取り扱い金融機関で納付をお願いします。すでに口座振替の手続きをされているかたには、納付書をお送りしません。

保険料について

保険料は、世帯単位ではなく、個人単位で納付していただきます。保険料は、定額の均等割額と、被保険者個人の所得額を基に計算される所得割額により構成され、その合計額が保険料となります。

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象になります。特別徴収の対象になります。特別徴収の対象は、ご本人に社会保険料控除が適用されますが、口座振替に変更された場合は、口座振替により保険料をお支払いいただいたかたに適用されます。

低所得のかたは保険料が軽減されます

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。(左下図参照)
所得割額の軽減
厚生年金の一般的な収入である21万円(旧たし書き所得が58万円)までの所得階層のかたは、保険料の所得割額が軽減されます。(左下図参照)

均等割額の軽減

利用補助 年間1人2泊を限度に1泊3千円の補助(未就学児は1千500円)、自炊施設は1人6泊を限度に1泊1千円の補助申込み 施設に予約をした後、保険証を持参の上、保険年金課へ(利用券を発行します)

★山形県羽根沢温泉の施設では、国保等の利用補助の他に山形県鮭川村から補助を受けられます。申請方法等詳細は、保険年金課までお問い合わせください。

問い合わせ 健康福祉部保険年金課

は、口座振替依頼書(はがき)で手続きができます。※昨年度と納付方法に変更がないかたで、すでに口座振替の手続きをされているかたは、改めて手続きをする必要はありません。

医療費の一部負担金の割合は年次更新により毎年8月に見直されます

一部負担金の割合が変更されるかたには、新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。

一部負担金が3割から1割になるかたは申請が必要です

一部負担金の割合が3割の割合で、次の①②③のいずれかに該当する場合は、申請により翌月から1割負担となります。(表1参照)

自己負担限度額・入院時食事代の軽減

被保険者とその世帯全員の場合、自分が住民税非課税の場合、自己負担限度額(月単位)は、食事代(1食)260円、療養病床(1日)460円、食事代(1食)210円、居室費(1日)320円、食事代(1食)130円、居室費(1日)100円、居室費(1日)0円

表1 一部負担金の割合と自己負担限度額

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月単位)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一定以上所得者※1	3割	44,400円	80,100円※4
一般		12,000円	44,400円
低所得Ⅱ※2	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ※3			15,000円

※1=同一世帯に一定以上所得(住民税の課税所得が145万円以上)の後期高齢者医療被保険者のかたがいる場合。ただし、後期高齢者医療被保険者の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、本人のみの場合は383万円未満であれば、申請により負担割合が「1割」になります。申請方法等については、お問い合わせください。
※2=住民登録上の世帯全員が住民税非課税のかた。
※3=住民登録上の世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円(年金収入のみの場合、1人80万円以下)のかた、又は住民税非課税世帯で、高齢福祉年金受給者のかた。
※4=医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。過去12か月以内に4回以上該当する場合は、4回目以降は44,400円となります。

表2 入院時食事療養費・生活療養費

自己負担額	一般病床		療養病床		
	食事代(1食)	居室費(1日)	食事代(1食)	居室費(1日)	
一般(低所得Ⅰ、Ⅱ以外のかた)	260円	460円	210円	320円	
非課税世帯	低所得Ⅱ※1	90日以内の入院(過去12か月の入院日数)	210円	100円	0円
		90日を超える入院(過去12か月の入院日数)	160円		
低所得Ⅰ※2		100円			
					老齢福祉年金受給者

※1=世帯全員が住民税非課税のかた
※2=世帯全員が住民税非課税で、世帯各人の収入が80万円以下のかた。

保険料の算定方法

均等割額=37,800円

ただし、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等(※)の合計が下記の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。
○33万円以下
→8.5割軽減で5,670円
○8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下
→9割軽減で3,780円
○33万円+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯を除く)以下
→5割軽減で18,900円
○33万円+35万円×被保険者数 以下
→2割軽減で30,240円
※総所得金額等(軽減判定)
公的年金収入があるかたは、所得の合計から高齢者特別控除(15万円)が控除されます。
※8.5割軽減について、平成20・21年度は軽減後の年間保険料額は5,400円でしたが、平成22・23年度は5,600円になります。平成20・21年度の保険料は特例的に算出していたことによるものです。

所得割額=(総所得-33万円)×7.18%

総所得から基礎控除(33万円)を引き、所得割率7.18%を乗じた額となります。ただし、次の所得階層のかたは、所得割額が軽減されます。

- ※所得割額の軽減割合
- 所得15万円まで→全額軽減
- 所得20万円まで→75%軽減
- 所得58万円まで→50%軽減

保険料(年額) ※限度額は50万円